

# 会 議 録

## 1 会議名

令和元年度第1回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

## 2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）（公開）
- (3) その他（公開）

## 3 開催日時

令和元年6月28日（金）午後3時から午後4時45分まで

## 4 開催場所

教育プラザ 中会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：早川英雄、横山洋子、原野聖子、小野幸子、浦壁澄子、大森康正、田内洋二、折笠正勝
- ・ 事務局：総務管理課 金山総務管理課長、石黒副課長、富田係長、西山主任  
用地管財課 流石主任  
こども課 小林副課長、岡係長  
産業政策課 平原係長  
スポーツ推進課 田村主事

## 8 発言の内容

### (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

#### 【大森会長】

諮問案件の「1 補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）」について事務局に説明を求める。

#### 【富田係長】

資料4 ページから6 ページまでの「補助金等の支給業務（移住・定住・交流推進支援事業）」について、資料に沿って説明

#### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）」について事務局に説明を求める。

#### 【西山主任】

資料8 ページから13 ページまでの「補助金等の支給業務（移住・就業支援金給付業務）」について、資料に沿って説明

#### 【小野委員】

この業務で外部に提供する個人情報のうち、感想、相談内容、支援金の返還の要否・返還額がどのような情報であるか具体的に教えてもらいたい。

#### 【西山主任】

この支援金制度を利用し、東京圏から移住して就業等をした人の移住に関する感想及び相談内容並びに支援金を受給した後移住を取り止めた人など、支援金の返還を要する人の返還の要否等の個人情報である。

#### 【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「3 女性人材バンクに関する事業」について事務局に説明を求める。

#### 【西山主任】

資料14 ページから27 ページまでの「女性人材バンクに関する事業」について、資料に沿って説明

#### 【小野委員】

この業務で目的外利用等をする個人情報のうち、加入団体とは、女性人材バンクに登録する人が加入する団体という理解でよいか。

【西山主任】

そうである。

【小野委員】

資料17ページにおいては、収集する方法の欄に各所属団体と登録されているが、同じ意義で使用しているのか。

【西山主任】

そうである。

【原野委員】

この業務の目的外利用登録及び外部提供登録については、女性人材バンクに登録してある人を誰でも閲覧することができる状態にするという理解でよいか。

【石黒副課長】

そうではなく、問合せがあったときに随時、外部提供等を行うことができるようにするということである。

【原野委員】

女性人材バンクに登録している人全ての外部提供等を行うこととなるのか。

【西山主任】

外部提供等を行うことに同意がある人に限り、提供等を行う。

【大森会長】

資料15ページにある図に関して、市民団体等から市に対して、女性の人材の紹介を求めるなどの働きかけがあることが想定されることから、そのような関係性も図示しておくべきだったのではないか。

【石黒副課長】

この図は、今回の諮問に関連する個人情報の動きを図示するものであるが、そういった関係性も図示しておくべきであった。

【原野委員】

本人同意は、書面で得ることとなるのか。

【西山主任】

そうである。

【大森会長】

資料26ページからは、市のホームページに外部提供への同意を求める趣旨の記載があるように読み取れるが、このことをもって同意を得たこととしているのではない

か。

**【西山主任】**

この記載をもって同意に代えることはしない。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「4 妊産婦及び子ども医療費助成に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

資料28ページから35ページまでの「妊産婦及び子ども医療費助成に関する業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「5 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給に関する事業」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

資料36ページから41ページまでの「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給に関する事業」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「6 公営企業会計システム外部サービス利用業務」について事務局に説明を求める。

**【西山主任】**

資料42ページから45ページまでの「公営企業会計システム外部サービス利用業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「7 都市再生特別措置法に基づく業務」について事務局に説明を求める。

**【西山主任】**

資料46ページから51ページまでの「都市再生特別措置法に基づく業務」について、資料に沿って説明

**【折笠委員】**

市が都市再生特別法人をこれから設立するという理解でよいか。

【石黒副課長】

そうではなく、特定の要件を満たす民間企業等を都市部の再生に必要なまちづくりを担う法人として市が指定する制度を開始するということである。

【大森会長】

この制度に関し、指定に当たり必ず法人格が必要であるという理解でよいか。

【西山主任】

そうである。

【浦壁委員】

この業務で保有する個人情報の保存年限に関し、必要な期間保存するという登録になっている。

長期間個人情報を保有する印象を受けるが、情報の更新等はされるのか。

【西山主任】

指定の手續において、法人の情報に変更があれば届け出ることとなっている。

また、個人情報保護条例には、個人情報を最新の状態に保つ旨の規定もある。

したがって、必要な情報の更新は、随時していくこととなる。

【大森会長】

その必要な期間とは、指定から法人が解散するまでの間という理解でよいか。

【西山主任】

必ずしも解散するまで保有するわけではないが、指定した法人がまちづくりに関する活動を行い、指定を受けている間、情報を保有する必要がある。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて、「8 「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料52ページから54ページまでの「東京五輪音頭-2020-」普及啓発業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて、関連する「9 上越市スポーツボランティア登録制度に関する業務」及び

「10 メイド・イン上越認証に関する事業」の2件の業務について事務局に説明を  
求める。

**【富田係長】**

資料56ページから59ページまでの「上越市スポーツボランティア登録制度に関する業務」並びに資料60ページ及び61ページの「メイド・イン上越認証に関する事業」について、資料に沿って説明

**【石黒副課長】**

これら2件の業務の登録は、登録が漏れていたことの解消である。

今回、登録漏れを理由とする類似の諮問案件が2件となったのは、登録が漏れていた業務が1件発覚した後、その業務以外の業務においても同じ原因による漏れを解消するように努めたからである。

事務局としては、今後もそのような姿勢で個人情報取扱業務の諮問漏れを解消していきたいと考えているのでよろしく願います。

**【田内委員】**

上越市スポーツボランティア登録制度に関する業務で収集する個人情報のうち、勤務先及び意見を収集する理由について、教示してもらいたい。

**【田村主事】**

荒天等の理由でスポーツ大会の予定を変更する場合、ボランティアの方に連絡をする必要があるため、連絡先の一つとして収集を登録しているものである。

また、意見とは、具体的に当市教育委員会の運営体制等に対する意見のことであり、運営体制の改善ができるよう、収集しているものである。

**【田内委員】**

携帯電話が普及している現在、勤務先を収集することについては、必要性に疑問を感じる。

**【田村主事】**

携帯電話に出られないこともあるので、勤務先に取次ぎをお願いしたいと考えている。

また、勤務先の報告は任意であり、差し支えない範囲でお願いしているところである。

**【石黒副課長】**

収集するスポーツ推進課としては、緊急連絡先の一環として、必要最小限度の収集

を原則として運用していく。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、今後の諮問においては収集する項目について一層の精査をする旨を要望するとともに、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「11 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務」について事務局に説明を求める。

**【西山主任】**

資料62ページから69ページまでの「訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務」について、資料に沿って説明

**【折笠委員】**

この業務で収集する個人情報の項目について、登録から氏名、性別、住所等の個人情報情報を削ることとなったが、それらの情報が不要となったという理解でよいか。

**【西山主任】**

そうではない。

訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務で取り扱う対象は、様々な分野の業務にわたる。

例を挙げると、市税の分野の訴訟等では収入等の、建築の分野の訴訟等では建物等の個人情報を扱うこととなる。

したがって、収集する個人情報の項目を特定することが困難であり、訴訟等の対象となった業務によって変わるが、登録の見直しに当たり、その旨を強調する記載としたものであり、例示として挙げていた情報が不要になったわけではない。

**【折笠委員】**

市が当事者である訴訟があった場合、市は、個人情報を全て報道機関に公表しているような印象を受けているが公表しているのか。

**【石黒副課長】**

訴訟は原則として公開の法廷で行われることとなっており、市は公開の法廷において自己の立場を主張しなければならない立場になる。

裁判所においても個人情報を保護する措置もあるにはあるが、当該措置を採るかどうかの判断は裁判所が行うものであるし、また、公開の法廷で得た情報をどのように報道するかは報道機関の問題である。

市が積極的に情報を公表しているということはない。

**【原野委員】**

日常的に訴訟に携わっている立場からすると、収集する個人情報の項目をこのように変更するということは理解できる。

**【浦壁委員】**

この業務において、市の全ての個人業務を扱うことができるように変更することに懸念がある。

**【原野委員】**

変更後の収集する個人情報の項目の表現において、全てのという文言は業務に係っていくように思える。

**【西山主任】**

業務登録の変更で、収集する個人情報の項目を変更しようとする意図は、市の業務が多岐にわたり、訴訟等に関与する可能性がどの業務にもあるわけであるが、そのうちのある業務で訴訟等になった場合は、その業務で保有する個人情報の目的外利用等をして訴訟等の業務を執行するということである。

市に対して訴えがあったからといって、市の保有する全ての個人情報の目的外利用等をするというわけではないし、個人情報を閲覧するシステム上の権限もない。

**【原野委員】**

提案であるが、収集する個人情報の項目の記載を特定するようにしたほうが、安心感が生まれ、よりよいと思われるので、当該記載中「市の実施する全ての」を「訴訟等の対象となっている」に改めてはどうか。

**【金山課長】**

収集する個人情報の項目の記載の後段で「必要な部分」と対象を限定しているため、当該記載全体としては、十分に特定されていると考えている。

**【大森会長】**

この会議において答申することが必要な案件であるか。

**【石黒副課長】**

係争中の案件もある。

市は、訴訟において、個人情報を含む場合であっても自らの主張立証をしなければならぬ立場であるし、その個人情報を取り扱うに当たっては、適正に行っていきたいと考えている。

**【大森会長】**

委員の意見を踏まえ、この業務に関しては、諮問どおり業務を行って差し支えないが、事務局において登録票の文言を修正した上で登録し、次回の会議において報告することと答申することに決することとする。続いて、「12 公営住宅管理に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

資料70ページから73ページまでの「公営住宅管理に関する業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「13 所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

資料74ページから91ページまで及び別紙資料の「所有者不明土地に係る土地所有者等関連情報の利用及び提供に関する業務」について、資料に沿って説明

**【折笠委員】**

制度に関する質問であるが、所有者不明土地の利用の対象に道路も含まれるという理解でよいか。

**【流石主任】**

制度においては、土地の利用は避難所など一時的な利用を目的としたものが想定されており、道路のような恒久的なものは含まない。

**【早川委員】**

この業務で収集する個人情報の項目及び目的外利用をする業務に関して、DVに関する情報を収集する理由を教示してもらいたい。

**【流石主任】**

この業務は、土地の利用を希望する問合せに対し、土地に関する情報を提供するものであるが、提供をする際、DV等の情報を含まないようにするためのものである。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「14 紙媒体文書に係る自動での電子データ化に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

資料 9 2 ページから 9 5 ページまでの「紙媒体文書に係る自動での電子データ化に関する業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「1 5 プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【西山主任】**

資料 9 6 ページ及び 9 7 ページの「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等作成に関する業務」について、資料に沿って説明

**【早川委員】**

低所得者を対象とした業務であることから、プレミアム付き商品券を使用する際には、そういったことが分からないような配慮が必要であると考えます。

**【平原係長】**

御指摘に対しては、この制度が子育て世代も対象としており、必ずしも低所得者だけが商品券を使用するのではないこと及び商品券の購入をしないと選べることも可能であることにより、解決されているのではないかと考えています。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

**【大森会長】**

報告案件の「土地利用促進基礎調査業務」について事務局に説明を求める。

**【富田係長】**

報告案件の「土地利用促進基礎調査業務」について、資料に沿って説明

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

(3) その他

**【大森会長】**

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【石黒副課長】

次回の会議は、9月下旬の開催を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。